

千葉県告示第1011号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第115条の2第1項及び第115条の45の5第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定事業者の指定をしたので、同法第78条、第115条の10並びに千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条第1項の規定により告示します。

令和5年12月12日

千葉市長 神谷俊一

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所（施設）の所在地	サービスの種類	指定年月日
一般社団法人幸結会	訪問看護ステーション 陽向	千葉県若葉区高品町 1598-7 パークサイドヴィレッジ 101	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年 12月1日
株式会社オンジュワール	オウルヘルパーステーション寒川	千葉県中央区寒川町 2-147-1	訪問介護	令和5年 12月1日
株式会社和	ブルーミングケア千葉花見川	千葉県花見川区犢橋町 1569 番 4号	通所介護	令和5年 12月1日
合同会社いのちつなぐカンパニー	Lip's 訪問看護ステーション千葉	千葉県中央区寒川町 2-147-1 ジャルダン寒川	訪問看護	令和5年 12月1日
株式会社日本ブラチナケア	Bonte 訪問看護ステーション	千葉県稲毛区山王町 50 番地 15号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年 12月1日
株式会社日本ブラチナケア	Bonte 訪問介護ステーション	千葉県稲毛区山王町 50 番地 15号	訪問介護 訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス	令和5年 12月1日
はな合同会社	ヘルパーステーションここみ	千葉県花見川区長作台 2-34-40 ST ヴィラ 204号室	訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス	令和5年 12月1日